

鳥羽市全員協議会会議録

令和5年12月18日

○出席議員（12名）

1番	世古雅人	2番	山本欽久
4番	瀬崎伸一	5番	南川則之
6番	濱口正久	7番	山本哲也
8番	河村孝	9番	戸上健
10番	木下順一	11番	坂倉広子
12番	尾崎幹	13番	世古安秀

○欠席議員（1名）

3番 中村浩二

○出席説明者

- ・榎健康福祉課長、吉川補佐、辻川補佐、河村係長、小阪係長
- ・小竹教育長
- ・奥村生涯学習課長、永野補佐、大田係長
- ・高村建設課長、木田補佐、濱崎室長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太  
議事総務係 岡村 なぎさ  
書 記

次長兼 平山智博  
議事総務係長

(午後 1時26分 再開)

○河村 孝議長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、ドライブに共有してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部報告事項。

①鳥羽市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課の榎です。よろしく申し上げます。

議員の皆様には本会議に引き続きお疲れのところ、また年末のお忙しい中、貴重な時間をいただきありがとうございます。

本日は、今年度健康福祉課で進めております鳥羽市高齢者福祉計画、それと第9期介護保険事業計画並びに鳥羽市障がい者福祉計画、障がい福祉計画（第7期）、障がい児福祉計画（第3期）の改定について、各計画の策定委員会にて素案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施する前に議員の皆様にご説明をさせていただきます。

まず、私のほうからは、共通事項として各々の計画の位置づけと今後のスケジュール等を申し上げ、その後担当のほうから各計画の趣旨やその期間、内容等についての説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

事前にお配りさせていただいております資料が1から8までございます。また、順次、次第に沿って説明をさせていただきます。

それでは、全員協議会資料、健康福祉課の1をご覧ください。

本市における福祉関連計画全般の体系図でございます。

計画の位置づけでございます。

上位計画に第六次鳥羽市総合計画、前期は令和3年から令和7年までとなっております、及び地域福祉計画、こちらのほうは令和2年から令和6年度までの計画となっております。こちらを上位計画と位置づけて、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者福祉介護分野の個別計画として、また、障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい分野の個別計画として、多分野の計画との整合性を図りながら各々の法律に基づき策定されております。

今後のスケジュールにつきましては、本日、素案についてご説明をさせていただき、両計画とも年明けからパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントは、ホームページや広報の1月号に実施を掲載し、1月4日から行う予定でございます。広く皆様にご意見をいただきながら、必要な修正等を行った上で、策定委員会に諮り、両計画を完成させていきたいと考えております。

また、介護保険料に関しましては、直近の介護給付等の実績や過去3年間の給付実績を見込んだ上で、来年

の3月議会に条例改正議案として上程を予定しております。このことから、今回の介護保険事業計画の素案における次期介護保険料に関する事項は本日のところ空白となっております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、両計画ともに議会基本条例における議決を要する計画ではありませんが、計画素案についてのご意見等につきましては、本日のほかにも、パブリックコメント期間中に頂戴いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案につきまして、担当から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○河村 孝議長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 健康福祉課、辻川です。よろしくお願いいたします。

では、私から高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案についてということで、まず、鳥羽市全員協議会健康福祉課資料2、鳥羽市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定についての1ページをご覧ください。

計画策定の趣旨をご説明申し上げます。

国においては、第6期介護保険事業計画、こちらは平成27年度から29年度までのこの計画以降の市町村介護保険事業計画は、地域包括ケア計画というふうに位置づけられており、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」、この5つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアの考え方にに基づき取組を進めていくことが必要であるとされました。

令和5年7月には、社会保障審議会介護保険部会の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保する基本的な指針（案）が示され、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上に向けた取組を行うこととされています。

本市においても、このような国の動向を踏まえ、第6期計画を地域包括ケア体制構築の準備期、第7期計画を始動期、第8期計画を展開期、次の第9期計画をこれまでの計画を踏まえて、より進化させていくというところを踏まえて、定着期というふうに位置づけ、高齢者のニーズを踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、令和6年4月から令和9年3月末までの3年間を計画期間として、鳥羽市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定します。

それでは、次に、鳥羽市全員協議会健康福祉課資料3をお願いいたします。

鳥羽市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）の概要になります。

こちらの1ページをご覧ください。

ここからは、この概要に沿ってご説明を申し上げます。

本計画は、全計画を継承し、引き続き基本理念を「老いても生き生き鳥羽 ～最期まで自分らしく暮らし続けられるまちへ～」として、高齢者一人一人が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けられるよう高

高齢者福祉を展開していきます。

次に、計画の全体像をご説明申し上げます。

本計画は、第1章から第6章で構成されております。第1章から第4章、あと第6章に関しては計画策定の趣旨、現状と課題、計画の体系、計画の推進体制、今後3年間で取り組む施策を具体的に掲載した章になっております。第5章については、介護サービス事業費の推計と介護保険料の算定になりますが、先ほど課長の説明にもありましたとおり、直近の介護給付費等の実績を踏まえ算定していくことから、後日改めて説明を申し上げたいと思います。

では、こちらの2ページをご覧ください。

第2章、鳥羽市の高齢者福祉の現状です。

本市の総人口は年々減少傾向にあり、0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口が減少傾向になっているのに対し、65歳以上の高齢者人口が高止まりしていることから、高齢化率は年々上昇しています。

要支援・要介護認定者数、認定率、こちらはどちらも、これまで地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでいることから、平成30年をピークに減少しております。

続きまして、アンケート調査についてご説明申し上げます。

本計画を策定するに当たり、高齢者の生活状況やニーズを把握するため、要介護1から5の介護認定を受けた方を除いた65歳以上の高齢者2,000人にアンケート調査を実施し、1,069人の方から回答をいただきました。この中で日常生活に関する項目について、食品・日用品の買物で困っていることについては、「近所に買物する場所がない」、「重い荷物が持てない」、このような回答が高くなっており、引き続き買物支援の取組が必要となっております。

詳細は、本編の19ページに記載をしておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、地域活動に関する項目について、グループ活動への参加者としての参加意向については、「参加の意向あり」が全体の約半数を占めているものの、「参加したくない」と回答した方が、そのうちその理由として「体力が追いつかない」、「人前に出るのがおっくうだから」、「仕事をしているから」、このような回答が高くなっており、体力に自信がない方でも気軽に参加できる地域の通いの場の紹介や、地域のより身近な単位での活動等が必要となっております。

こちらも詳細は本編の23ページから25ページに記載をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

では、続きまして、3ページの上段をお願いいたします。

第3章、基本的な方向性です。

先ほどご説明申し上げた基本理念、こちらを達成するための方向性として柱を2本設定しています。

まず、1つ目に、最期まで自分らしく暮らせるために介護予防を推進です。

高齢者が地域で、役割を持ちながら介護予防・健康づくりに取り組めるよう、高齢者の状況に応じて医療関係者や介護関係者が連携して介護予防を推進していきます。

2つ目に、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進です。

地域における認知症への理解を推進するために、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症サポーターが活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

次に、3ページ下段をご覧ください。先ほど来ご説明申し上げております基本理念や基本的な方向性を踏まえて、基本目標を3つ、各々の目標及び施策を4つ設定をしております。

では、4ページをご覧ください。

第4章、施策の展開になります。

こちらについては、主な施策を抽出してご説明申し上げます。

基本目標1、地域で支えあう生き活きとしたまちづくりについてです。

こちらの(1)自立支援・介護予防・重症化防止の推進では、通いの場における支援を軸とした関わりの中で、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、関係者と連携しながらフレイルやオーラルフレイル対策、健康寿命の延伸、高齢者が社会参加できる地域づくりを目指します。

(3)の地域共生社会実現に向けた協働・連携では、少子高齢化の進行や多様化する介護ニーズにより、支援の幅が広がっていることから、高齢者だけでなく、家族介護者の負担軽減や孤立防止につながる支援の強化に努めていきます。

では、5ページでお願いいたします。

基本目標2、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてです。

(1)認知症施策の推進では、認知症になっても、地域で安心して生活していくためには、家族だけではなく、地域の理解や支援等が必要になることから、チームオレンジの活動の場をつくり、認知症の方やその家族も一員となり、助け合いの場となる地域づくりを推進していきます。

(3)高齢者福祉サービスの深化・推進では、先ほどのアンケート結果にもあったとおり、「近所に買物する場所がない」、「重い荷物が持てない」の回答が依然高くなっていることから、これまでの移動支援や移動販売、こちらの方を継続しながらさらに充実に努めていきます。

下段の基本目標3、みんなで支える介護保険についてです。

(1)介護保険サービスの確保・維持では、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、必要ときに必要なサービスが受けられるよう努めていきます。

以上、元気な方は元気なまま、たとえ要介護状態にあっても、最期まで住み慣れた地域で役割を持って生活できるよう健康福祉課一丸となって取り組んでいきます。

以上、説明とさせていただきます。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 続いて、②鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）についてご説明をさせていただきます。

障がい部門の3つの計画につきまして、それぞれの位置づけですが、障がい者福祉計画では、障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めたものでございます。

次に、障がい福祉計画につきましては、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める実施計画でございます。

最後に、障がい児福祉計画は、障がい児福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める実施計画となっております。

今後のスケジュールにつきましては、高齢介護の計画と同様でございます。

それでは、素案につきまして、担当から説明をしますので、よろしくお願いいたします。

○河村 孝議長 吉川課長補佐。

○吉川課長補佐 健康福祉課、吉川です。よろしくお願いいたします。

それでは、鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の概要を説明させていただきます。

鳥羽市全員協議会健康福祉課資料5、1ページをご覧ください。

最初に、計画策定の趣旨について説明をします。

平成28年の成年後見制度利用促進法や、平成30年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、障がいのある方自らが望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や地域社会の理解と協力を得るための取組が求められています。

本市においても、国の動向や前回計画の取組の成果を踏まえ、障がい者福祉のさらなる充実に向けて、施策の基本的方向性や具体的に取り組むべき施策を定め、計画的に取り組むために鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）を策定します。

それでは次に、鳥羽市全員協議会健康福祉課資料6の1ページをご覧ください。

この素案概要に沿って説明をさせていただきます。

障がいのある方が様々な支援を得ながら、地域の一員として住み慣れたところで誇りを持ち、自分らしく心豊かに暮らすことができるよう取組を行ってまいりましたが、今後も推進をし続けるために前回計画に引き続き、基本理念を「トライ バリアフリー 鳥羽 ～ 一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らせる共生のまちをめざして～」としました。

次に、計画の全体像ですが、本計画は前期計画と同様、第1章から第7章で構成され、第1章から第4章は、計画策定の趣旨、鳥羽市の現状と課題、基本的な方向性と計画の展開では、今後3年間で取り組んでいく施策を具体的に掲載しています。

第5章、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき策定するもので、障がい福祉サービスの見込み量や成果目標を定めています。

第6章、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき策定する計画となっており、障がい児福祉サービスの見込み量や成果目標を定めています。

2ページをご覧ください。

次に、現状と課題についてですが、障がいのある方の生活状況やニーズを把握するため、令和5年3月3日から24日にかけて、市内在住の65歳未満の障がい者464名にアンケート調査を実施し、155名から回答をいただきました。

また、障がい当事者団体、障がい福祉サービス事業所での要望・意見を把握するため、令和5年10月10日から20日にかけて25団体にヒアリング調査を実施し、住民団体から回答をいただきました。10月18日の福祉サービス事業所が集まる専門部会の一つであるしごと部会においても聞き取り調査を行い、統計数値から見る鳥羽市の状況に加え、鳥羽市の障がい福祉の現状を把握し、課題を整理した主なものを入れさせていただきます。この概要欄には記載しておりませんが、鳥羽市における現状と課題をまとめたものが鳥羽市全員協議会健康福祉課資料7の素案、52ページに記載してあります。

1つ目として、差別の解消、権利の擁護の推進について、2つ目として、生活支援、保健・医療について、3つ目、療育・保育・教育について、4つ目、障がいのある方の社会活動について、5つ目、生活環境、安全・安心について、6つ目、相談体制・情報提供についての6項目ですが、詳細な説明は省略させていただきます。

3ページをご覧ください。

先ほど説明しました基本理念を達成するための計画の視点や重点的な取組、計画の体系を定めています。

中段の重点的な取組では、1つ目、地域生活を支援するサービスの量的・質的充実では、障がいのある方の地域生活を支援するサービスの量的・質的充実を目指して、日中活動の場等の充実を図るとともに、人材の確保や育成に努めます。

2つ目、障がい児支援の充実では、身近な地域で質の高い療育支援を提供するため、継続的な支援ツールである「ほっぷファイル」、「すてっぷファイル」を活用し、関係機関における情報共有と連携を図ります。

3つ目、多様な就労支援の充実では、障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、各関係機関との連携を強化しながら情報発信に努め、本人の希望や適正にマッチングした就労支援体制、社会参加、生きがいがづくりができる環境整備を推進することで、余暇活動の支援の充実を図ります。

4点目、権利擁護のための取組の推進では、権利擁護の観点においてお互いに人格と個性を尊重し、安心して生活ができるよう意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境の整備を推進します。

4ページをご覧ください。

計画の展開について、7つ基本項目を掲げ、それらの各施策を展開していきます。

1つ目、互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生のまちづくりでは、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、支え合うことができる共生のまちづくりを目指し、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組みます。また、成年後見制度利用促進法に基づき権利擁護のための取組を進めます。

2つ目、地域生活の安心を支える仕組みづくりでは、身近な場所で必要な支援が受けられることにより、個人の意思を尊重した日常生活及び社会生活を安心して営むことができるよう地域で支える仕組みをつくります。

3点目、障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実では、障がいのある子供への療



育・保育の実施に当たっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。また、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、全ての子供たちが共に学べ、一人一人の特性や能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

4つ目、一人ひとりが輝くこころ豊かな暮らしづくりでは、障がいがある方が生きがいを持って社会に参加するために、就労の場の確保や意向確認、就労後のフォロー等、就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向けた関係機関の取組を支援します。

5つ目、安全・安心な環境づくりでは、障がいのある方の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するためにユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。また、障がいのある方が地域社会で安全・安心に暮らすことができるよう防災や防犯対策等を進めます。

6つ目、相談体制・情報提供の仕組みづくりでは、障がいのある方が自らの意思で生活の在り方を選択できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、コミュニケーション支援の充実を図ります。

7つ目、行政サービス等における配慮の推進では、障がいのある方が適切な配慮を受けることができるよう、市職員の障がい者理解の促進に努めるとともに、その権利を円滑に行使できるよう配慮に努めます。

次に、鳥羽市全員協議会健康福祉課資料8をご覧ください。

この資料は、国の社会保障審議会障害者部会で使用した資料ですが、今回改正された内容、下段のほうの成果目標が分かりやすくまとめられているため、前期からの改正内容を赤字で記入しました。

①、③から④、⑥から⑦が鳥羽市全員協議会健康福祉課資料7の90ページ、障がい者福祉計画（第7期）として掲載しており、⑤が14ページから障がい児福祉計画（第3期）として記載してございます。

以上、説明とさせていただきますが、計画の推進にあたっては、市民、事業所、地域等と協力して取組を行います。

以上です。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○河村 孝議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

（午後 1時55分 休憩）

---

（午後 2時00分 再開）

○河村 孝議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

協議事項③中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画（案）についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

教育長。

○小竹教育長 教育委員会、小竹でございます。どうぞよろしく申し上げます。

貴重な時間、協議していただきます内容でございますが、もうご承知のことと思いますが、文部科学省のほうから休日の部活動地域移行ということで話が上がってきております。令和5年から7年、今年から3年間ということで、改革推進期間ということで既に始まっております。

大体大本になるのが、ご承知のように、それぞれの学校が小規模になってきているということで、それぞれの学校の例えばチームゲームとか、そういうところの保障がなかなかできないということでございまして、その辺のところを地域に移行しながら選択肢を増やしていきたいということが1つ。

それから、もう一つには、もちろん話にも上がってますけども、教員の働き方改革ということですね。これまで土日に、新聞報道なんかでは「ただ働きされていた」なんていう話もございまして、その改革ということも主要な要因として2点ございまして、こういう話が上がってきております。最初、号砲は鳴ったんですけども、国とか県も、正直言いましてなかなか動きが遅いところがありましたけども、鳥羽市としては、比較的この近隣では早く取り組んだつもりでございまして、今回いろんな協議会も含めまして、それぞれ代表の方のご意見を伺いながら、今回意見をまとめさせていただきましたものですから、今回皆さんにご提案、協議していただくということで時間を設けさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

担当から説明をいたします。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 生涯学習課、奥村です。よろしくお願いいたします。

今回ご説明させていただきますのは、先ほどありましたように、スポーツ庁、休日の部活動を段階的に地域の活動としていくということで、それを受けまして、鳥羽市ではどのように準備して推進していくかということをもとめた行動計画のようなものです。

この取組を進めていくに当たりまして部活動検討委員会というものを設置し、昨年度2回、今年度5回意見交換をしまして取りまとめた内容となっております。委員の構成は、小中の校長、PTA、体育協会、スポ少、総合型地域スポーツクラブ等の面々でございます。また、計画を具体性のあるものとするために教師、スポーツ団体、生徒保護者、そういった方々へのアンケート調査を実施して計画に生かしております。

本日は生涯学習課3という概要版を用いて、結論のみご説明させていただきますが、資料1のほう、本冊のほうには、そういったアンケート結果等を随所に入れておりますので、またご参照いただければと思います。

今後ですが、行動計画なので、どうしようかなとちょっと迷ったんですけども、念のため、皆さんに知っていただくことも含めて、2月頃に1か月間、パブリックコメントを実施して計画を固めていく予定をしております。

それでは、以下、生涯学習課3の資料を用いて説明をさせていただきますので、資料をご覧ください。

それでは、1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。よろしいですか。

背景は、先ほど教育長が申し上げたとおりですので省略をさせていただきます。なぜ鳥羽市は地域クラブ活動を進めていくのかというところで、2段目、国です。スポーツ庁のほうで部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきという方針の下、令和5年度から7年度を改革推進期間として休日の部活動の段階的な地域移行を図るようガイドラインを策定してまいりました。

本市におきましては、その下ですが、子供たちの望ましい成長が期待でき、多様な世代が親しむことができ

るスポーツ・文化芸術環境を地域と連携して整備・推進していくということを基本方針に据えて取り組んでいきたいと考えております。

3ページをお願いします。

それでは、先ほど改革推進期間という話がありましたが、いつ、どうしていく予定なのかというところです。

まず、1段落目、教育委員会では令和6年度、7年度で休日の運営体制づくりや指導人材の確保を進め、令和8年4月に中学生の皆さん、保護者の皆さんに、次のような情報提供していけるよう準備をしていく予定です。

下に右と左とございますが、左のほう、こういう活動があるよという一覧をお示しする。それから、右側、各団体ではこういう活動しているよという内容をお示しする、こういう状態に持っていきたいと考えています。

上に戻っていただきまして、2段落目ですが、なお、平日の活動については、まだスポーツ庁ガイドラインが示されておられませんので、まずは、休日の取組を中心に進めてまいります。

4ページをお願いします。

概要版のほうは、もうかなり当たり前のことも書いている部分もございますので、ちょっと抜粋しながら進めさせていただきます。

右側のほうをご覧ください。

地域クラブへの移行を目指す競技です。

今、各校でいろいろ部活動ございますが、令和8年になりますと、本土側は鳥羽東中学校1校、離島のほうが答志、神島という状況になろうかと思えます。その状況になることを踏まえ、下記の1、2の活動を広く紹介できる状態を目指して、まずは中学生世代の対応を優先して、体制づくり、人材確保を進めてまいります。

1番目ですが、現在、市内の中学校で実施している学校部活動、下記に12の競技と1文化部を書いておりますが、その指導人材が確保できて実施体制が整うように進めていきたいと考えておりますが、こちらは、正直、指導人材次第というところもございます。

それから、2番、これまで部活動として実施していない競技ですが、地域クラブ活動として実施体制が整っているもの、または今後整えていくものを対象として紹介できるようにしていきたいです。例えばスポーツでいいますと、上の部活の中にレスリングはございませんが、既に現在、中学生を指導しております。また、文化面でいうと、能楽保存会とか、そういったところの活動は中学生を対象に実施しておりますので、そういうところも含めて、広くたくさんの選択肢を示していけるようにしていきたいと考えております。

5ページをお願いします。

それで、鳥羽市が目指す全体像というののページになっております。

まず、四角の1つ目、(仮称)とばスポーツクラブというのをつくって、受皿として動かしていきたいなと思っています。とばスポーツクラブの創設を進め、ほかにございます長岡や答志島のスポーツクラブ、スポーツ少年団、各種任意のスポーツ団体等と協力しながら、スポーツ庁のガイドラインに準拠した中学生の地域クラブ活動を行ってまいりたいと考えております。また、答志と神島中学校区は、少子化の進展状況、子供の望む活動内容、島内の指導人材の状況等を踏まえ、どのような体制づくりをしていくべきか、もう現地に赴いて意見交換しながら調整していきたいと考えています。

下の図ですが、地域クラブという大きなくくり、総合型スポーツクラブもそうですし、スポ少もそうですし、主にはスポ少を今小学生世代を教えてもらってますけども、その方たちがもうちょっと対象を広げて頑張っていて、中学生世代も見ていただくというのが一番現実的かなというふうに考えております。

そちらに対して、左側、市民、今回、まずは生徒なんですけども、どういった活動にでも参加ができるように、参加費の支払いと運営も参画していただく。それから、地域クラブ側は複数のプログラムが提供できるように情報発信していくという形です。どの程度どうなるか分かりませんが、右側ですね、企業、応援者から寄附の参画をいただいたり、クラウドファンディングで資金を供給いただいたりということを考えております。

続きまして、6ページをお願いします。

先ほど、ちょっと複雑なんですけど、指導人材、スポ少さんとかにちょっと頑張ってもらったという話と、とばスポーツクラブをつくるという話、2つがございました。とばスポーツクラブという大きな受皿の中で、既存の団体の皆さんや個人の方が指導を担っていただくというようなイメージです。

何でそんな体制をつくりたいかという設置の必要性のお話ですが、スポーツ庁のガイドラインのほうで、地域クラブ活動を行う際には、年次・月次計画をつくって公表しましょう、保険加入を勧めましょう、有資格のトレーナー等との連携を図りましょう、ほかの世代向けにも活動の参加ができるように配慮していきましょうなど、かなり多方面な対応が求められております。

鳥羽市、指導人材が豊富かといえば、どこのまちでもそうなんですけど、かなり指導者が少ない、ちょっと難しいと言われてる状況が出ておまして、こういった方々がこれら全て対応しますと、負担が過重となりまして、ただでさえ指導人材が不足している現状では、そういったクラブ運営が滞るというふうな想定がされます。このため、スポーツクラブが代表で事務をしたり、まとめて実施できることを調整して、スムーズな地域移行が進むよう進めていきたいという、そういった形で大きく全体を包む役割として、とばスポーツクラブというのをつくりたいと考えております。

このスポーツクラブの運営主体です。このクラブの運営は、学校部活動の引受けという公的な要素が強く、対象競技も先ほど申し上げました多岐にわたりますので、本市においては、その運営に市の教育委員会、私どもが積極的に関わらなければ、ほっておいたら何も進まないのじゃないかなと思っておまして、運営主体の立ち上げや事業化はなかなか市教育委員会に関わらないと困難ではないかと思っております。

ということで、現在、市の教育委員会が事務局を担っております公的な団体、鳥羽市体育協会、鳥羽市スポーツ少年団のいずれかで事業化することを令和6年度に協議をさせていただいて、両方ちょっとうちではよう受けんわということでしたら、何か任意団体をつくって進めていきたいと考えています。体育協会の理事会では、一度ご説明をさせていただいた状態です。

続きまして、その下です。

各競技を主管する団体ということで、スポーツ庁のガイドラインに沿って活動する意向のある団体をとばスポーツクラブの主管団体として一体的に推進をしていきたいと考えております。

括弧で（詳細は次ページ）と書いてありますので、次のページをご覧ください。

7ページ、左上です。

今度は指導を受け持つ団体や個人の話になるんですが、スポーツ少年団や競技別協会、指導を希望する教師・市民等を中心に保護者等の参画も得て、その人員構成等により実施主体を下記の類型のように明確化をして、活動を実施していきたいと考えています。

1つは、例えばサッカー競技はスポーツ少年団が持つよというような、指導人材がスポーツ少年団に所属して指導する場合が考えられます。スポーツ少年団は、別に小学生を対象を限ったわけな活動ではありませんので、中学生、高校生も見ることができます。

競技別の協会がちょっと事業としてやっていくことを考えるという団体もあるかもしれません。任意のスポーツ団体、野球で今スポ少ではないけども、活動されているような団体もあります。

それから、その下、とばスポーツクラブ直営型ということで、指導を希望する人材はいるが、特段所属している団体がないよ、私、個人でやりたいんやけどという方方は、先ほど申し上げましたとばスポーツクラブの一員となって指導していただくということを考えてます。

そのページの以下の部分は、ちょっと割愛させていただきます。

最後、8ページをお願いいたします。

一旦、休日のことを進めるというスポーツ庁の方針で、じゃ、今後どうなっていくのというのがちょっと分かりにくいので、ちょっとその部分を説明させていただきます。

左側ですが、練習や試合どうなるのというところです。

まず、平日の学校部活動です。スポーツ庁が今後平日のガイドラインを示して地域での準備が整うまでの間、継続する見込みとなっております。

米印がありますが、ただし、地域クラブ側が平日ももう見るよということが進めば、学校との協議を経て活動を地域クラブへ移行していく場合があります。

それから、休日の地域クラブ活動です。指導人材が確保できた競技等において、地域クラブ指導者が顧問と情報交換を図りながら指導していく体制に切り替えていきます。月々の会費等ですが、指導者が所属するスポーツ少年団等の収支を基に、そちらの団体から提示をしていただく形を考えています。

こちら米印がありまして、休日指導していきことができるよと言っていただく皆さんには、生徒、顧問、地域クラブ指導者が十分なコミュニケーションを図ることができるように令和7年10月から令和9年3か月の間を移行調整期間として、この間の中で一定期間、休日の指導を学校の顧問と地域クラブ指導者が共に行うように進めていきたいと考えています。

学校の先生はこんな練習してて、こんなプレーが好きだ、地域クラブの人はこんな指導してて、こんなプレーが好きだ。学校だと自分は試合に出れるんだけどみたいな、ちょっと食い違いが出てくるといけませんので、こういう期間を設けたいと思っております。

その下です。活動日や活動時間です。

こちらガイドラインがございまして、学校部活動と地域クラブ活動が混在するんですが、その間で可能な限り調整をして、現在の部活動同様に適切な休養日、活動時間を設定してまいりたいと考えております。

ただし、本市の特徴としまして、米印のところなんですが、本土と離島で一緒に活動されてる団体があります。そういったところは、もう休日しか活動ができませんので、休日に一定の時間を確保したい場合は、平日

の休養日の増等で調整をしてもらえらという特例をちょっとつけたいと思ってます。

最後、公式戦への出場です。

平日の学校部活動が継続していて、休日は地域クラブ活動があると。2つが並び立ちますので、どの公式戦にどういう形態で参加していくかは、顧問と地域クラブ指導者との調整により決定していくという形となります。

ということで、いろんな各団体の皆様からご意見をいただいて、鳥羽は比較的、本土側の学校が1つになるので割と進めやすい市やとは思っています。ほかのたくさんの小中学校があって、たくさんの組織をいろんなところにつくっていかないかるところに比べれば、はっきりとしているとは思ってまして、みんなで考えた意見をまとめると、こういうことだよねということで設定をさせていただきました。

ということで、説明は以上となりますが、もしお気づきの点等ございましたら、2月にパブリックコメントをしたいと思っておりますが、1月上旬までに何かご意見もしあるようでしたら、いただけましたら、反映させていただくこともできると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明は終わります。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

副議長。

○濱口正久議員 すみません。説明ありがとうございます。

これ、たくさん協議していただいて、ここまで決めていただいたと思うんですけども、この平日と休日の分けた中で、令和7年10月から令和9年3月までというのが多分すごく難しい、移行のときが一番難しい、両方でできてしまうときが難しいのかなってあるんですけども、例えば、平日の部活動に関しては、このままずっと継続していく方向なのか、学校側で。そこら辺のところから、まず。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 平日をどういうふうな方向性で持っていこうよというスポーツ庁の根本的なガイドラインがまだ出されていない状態ではあります。

私どもがイメージをしますと、まず、本土側なんですけど、各地からスクールバスで朝、生徒がやってきて、また定期船でやってきて、帰りもやっぱりそちらで帰っていく。その後もう一回夜にやるからといって、出てきていただくとなると、かなりスポーツ振興においては難しい、参加率が下がるかなと思っておりますので、なるべく学校終わって、すぐにできればベストだなとは思っているんですけども、そうすると、今度はそんな昼間に指導人材が果たしているのかということとぶつかりますので、今後、スポーツ庁が新たに平日のガイドライン、こういうふうにしていきたいと思いますというのが出てきた時点で、ちょっとかなり難しいかなと思いつつも、進めていくところは進めていきたいと、そういうふうになら考えております。

○河村 孝議長 副議長。

○濱口正久議員 すみません。そうすると、一応平日のほうは今の部活動の形でいくのか、それとももう部活動の形ではなくなるという認識でよろしいのでしょうか。

今の話でいくと、一旦解散してから集まって平日の活動なのか、学校の部活動としては、もうやっていかな

い方向になっていくのでしょうか。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 それも含めて、まだ今持ち越しの状態です。例えば部活動でやってないレスリングさんなんかは、もう今、土日と平日の夜という形で、夜やっているのがベースで、もうこれから活動されると思いますので、そういうところは、もうそれまでどおりの形でやっていくと思われれます。

ただ、今の部活動として昼間、平日授業終わりにすぐにできているところをどう受けていくことができるか、地域クラブのほうで、そもそも指導人材がおるかどうかということも含めて、まだもう少し持ち越しで、すみませんけど、させていただきたいと思います。

○河村 孝議長 副議長。

○濱口正久議員 すみません。そうすると、もうとりあえず土日だけ先に移行して、土日と今の学校がある期間は、協議しながら、どちらが大会に出るかというふうなところになるかと思うんですけども、恐らく今の話でいくと、土日はやらなくなったときに、練習試合等々も含めると、なかなか平日の中学校の部活動で試合に、この移行期間の間に行くというのは難しいのかなとは思うんですけども、その辺のところって話は詰めてあったりとかするのでしょうか。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 まず、平日やっている競技種目で、土日を地域クラブで受け入れるというところは、多分問題なく、コミュニケーションを図っていけばできるのかなと思ってます。

平日部活動をやって、土日の指導者が出てこないの、ちょっと土日、地域クラブじゃ難しいよということについては、しばらくまだ土日も部活動のまま動かないといけないと思ってます。そういう継続の形態次第で、どういう試合に出ていくかというのは、また決まってくるかなということなんです。なるべく土日は、地域クラブで受けれるように調整をしていきたいなと、来年度で競技別の協会ですとか、スポ少ですとか、学校の顧問の先生も集まって会議をして、人材探しをちょっとしていきたいなと思ってます。

○河村 孝議長 副議長。

○濱口正久議員 土日ののこに関しては、受け入れるところがなければ、とばスポーツクラブ直営型として、一旦そちらのほうで土日を受けて、試合等々影響ないように子供たちの活動が継続されるようにやっていくって方向ですよね。それに間違いなかったのでしょうか。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 例えば地域クラブ、スポ少とかで、この競技誰もよう受けんわという競技で、本当に誰もいなかったら、土日、とばスポーツクラブで抱えることができる指導人材すらいらないということになりますので、それはなかなか難しいというか、何せ人がいないことにはどうしようもないというのが事実です。

ただ、現状、学校部活動のほうに部活動指導員さんという方がいらっしゃると思います。そういう方が土日、引き続き見ることができるよというパターンでしたら、その方がとばスポーツクラブのほうに所属してもらってという、副議長おっしゃられるようなパターンはあり得ると思います。

○河村 孝議長 副議長。

○濱口正久議員 そうすると、最終的に令和9年4月ですか、移行期間終わったら、方向性としては、鳥羽のほ

うでは、もう休日、そちらのほうで学校ではやらずに、その方向に最終的にはシフトしていくという結論ですよ。で、よかったですかね。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 もうそれを目指したいというのが答えですかね。完全にでき切るかどうかと言われると、ちょっとまだ人次第というところがあります。

○小竹教育長 補足してよろしいですか。

○河村 孝議長 教育長。

○小竹教育長 学校の現状の見ますと、全くもう学校でクラブしなくなって、全部地域移行に、これは理想なんですけども、文科省、初めそれで出てきました、スポーツ庁が。

でも、実際は時間食ってしまってるのは、その辺が難しいんだろうということで、できるところからやりましょうという発想に今なってますので、この地域移行は指導人材ですね。それから、施設を整えば地域に移行していきますが、それが難しい状態がやっぱり今ありますので、学校部活は、そのまま残っていくんだろうと私自身は思ってます。できるところから移行していくというのが今のスタンスというふうに考えております。

以上です。

○河村 孝議長 他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 詳しい説明をしていただいたんですけども、ちょっとやっぱり人材確保の中で一番難しいところは、完全にボランティアということやと、なかなかやっぱり集まりにくいというところで、これ、本文の中の9ページに有償の人たちの指導者の確保というふうなことで、やっぱり、ある程度お金も払ってしないと、完全にボランティア、無償というふうなだけでは人材確保難しいかと思うんですけども、その辺のところは、これはお金もかかるというふうにというところで、確保というところも書いてあるんですけども、その辺の考え方は、どういうふうに考えてますか。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 おっしゃられるとおりで、ちょっと違う観点で2点あると思うんですけども、1点は、なるべくそういう方々に有償の形でお金を払ってあげればいいんじゃないかという観点なんですけども、そうすると、基本的には参加費、保護者さんの負担する参加費が膨らみます。例えば指導者が津から来てもらったら、おるんやけどなというときに、そうすると、毎回交通費がかかってということになって、それが基本的には保護者さんの出費につながっていきます。ですので、そういう相関関係にあるというのが1つです。

それともう一つは、今既に地域クラブ活動というのは小学生世代、例えば代表されるスポ少でされておまして、各スポーツ少年団でも運用が違います。有償で、気持ちだけちょっと毎回あげているところもあれば、全くボランティアでやってるところもある。交通費は払ってるよとか、そういうところが、もし中学生も見てもらうときになったら、やはりその人たちの考えがまず第一優先でくると思います。私らはボランティアでいいよという人もいるでしょうし、この際、ちょっとは欲しいなという方もいらっしゃるかもしれません。そういうところは、それぞれの種目に委ねたいなというふうに今考えております。

以上です。



○河村 孝議長 世古議員。

○世古安秀議員 確かに有償になると、家庭のほうからの負担が増えるということなんですけれども、それに対しては、市の支援というのが、私はやっぱり必要になってくるのかなというふうには思いますけれども、これに対してはどういうふうを考えられますか。

○河村 孝議長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 今後の議論になると思うんですが、やはり、これが学校教育ではなくなるというところが1つのポイントだと思っています。自由参加の活動となりますので、不参加、参加されない方とのバランスですとか、アンケート結果見ますと、2割程度は学校で部活動じゃなくなったら、どうしようかなという子もいるような状態です。

それともう一つは、同じ地域活動の、じゃ、小学生もみんなやったのかいというようなところで。そうになると、やっぱり補助が大きなものになっていくので議論が必要だと思います。

以上です。

○河村 孝議長 世古議員。

○世古安秀議員 いろんな人の意見が、議論が必要だとは思いますが、私は、やっぱりやる人、子供によってやらない人の不公平感も出てくると、市の出費になるということなんですけれども、やっぱり、頑張ろうというふうなところに対しては、市のほうもそれなりの支援というのは私は必要だと思いますけれども、教育長も最後に。

○河村 孝議長 そこは自分の意見ですので、パブリックコメントに書いていただくように、そのようにご案内させていただきましたので、資料確認等々のためのご質疑、方向性ございましたら、その他ございますでしょうか。

世古議員、手を挙げてから発言をお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 ないようでございますので、この件は終了いたしたいと思います。

教育長、皆さん関心の高いところで、まだ各種団体等々のお話もございまして、流動的な部分もあると思いますので、また議会で報告できるようなことがございましたら、またその都度報告していただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

ないようでございますので、この件は終了いたしたいと思います。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午後 2時29分 休憩)

---

(午後 2時36分 再開)

○河村 孝議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、事項書④鳥羽市都市マスタープランについてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

今日はお時間いただきまして、内容としましては、今策定しております鳥羽市都市マスタープランの素案がちょっとまとまってまいりまして、それにつきましてパブリックコメントを行って広く市民の皆様から意見を募集したいと考えておりまして、期間は令和6年1月17日から一月間を予定しておるんですけども、その前に、まず議会でご報告させていただいてということでお時間をいただきました。よろしくお願いいたします。

これまでも進めてきた内容としましては、これまで幅広く意見をいただくということでアンケート調査も行っていましたし、地域別懇談会も各地域ごと、各2回ずつ開催してご意見も頂戴しました。その途中途中で、その策定委員会を計5回開催しまして様々な意見をいただきまして、それを精査しまして、その意見も取り込んで素案をつくってきたのが、こちらの素案の内容となっております。

あと、内容としましてちょっと大きく変えたところとしましては、こちら、今の現行のマスタープランなんですけども、これ、平成23年度に策定された以降、東日本の大震災をはじめとした災害が頻発化しておるところから、防災面に重きを置いてというところで、1つ新に章を立てまして、災害に強い強靱なまちの形成として、新たに章を立てて記載して、その中で事前復興準備についてというところの部分についても、記載しておるところでございます。

あと一つ、皆様方のご意見が多かったというところで、やっぱり鳥羽駅周辺のにぎわいのあるまちづくりについてというところで、ご意見もいただいておりました。そちらにつきましては、本編25ページのところになるんですけども、都市計画審議会の中でも、やはり、まちづくりを進めていく上では、具体的にちょっと立地適正化計画について記載すべきというところのご意見もいただきまして、この25ページのところ、上からポツ3つ目のところなんですけれども、「居住や都市機能の立地の適正化に向けて、立地適正化計画の策定を検討します」という文面を記載しました。

この立地適正化計画なんですけども、これは、当然、まちづくりを進めていく上では、国の補助事業を頂戴しながら、補助金を頂戴しながら事業を進めていく必要があるんですけども、そのまちづくりのメニューとしましては都市再生整備計画関連事業、旧まちづくり交付金事業になるんですけども、もうその事業を進める大前提として、この立地適正化計画ということが必要になってきますので、まずは、この立地適正化計画を策定するということで検討を進めるというところで記載したところでございます。

私のほうからは、ちょっとポイントとしてお話しさせていただいたのが以上で、詳細な内容については、ちょっと担当のほうからご説明させていただきます。

○河村 孝議長 濱崎室長。

○濱崎室長 建設課まちづくり整備室の濱崎です。よろしくお願いいたします。

鳥羽市全員協議会建設課1と書かれた資料をご覧ください。

鳥羽市都市マスタープランの策定についてというところでございます。

先ほど課長が申しあげました説明と多少重なるところがありますけれども、順に説明をさせていただきます。

まず、1つ目の趣旨というところですが、現行のマスタープランは平成23年に改定を行っております。

現行のマスタープランの策定以降、東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生など、様々な社会経済情勢の変化や時代の潮流が見られるということで、令和6年以降の鳥羽市が目指す都市づくりを具体的に定める

ものとして、今回、新しく都市マスタープランを策定するというものです。

2つ目の都市の将来像につきましては、総合計画に掲げる「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」というところを掲げて、まちづくりを進めたいというふうを考えているところです。

3の都市づくりの主要課題と目標というところでは、こういった将来像を掲げながら、今後の鳥羽らしさの強化に着目した都市づくりの目標というのを設定しております。

主要課題につきましては、後ほど概要のところでも少し触れさせていただきますので、まずは目標というところですが、一番下の4点ほど設定をさせていただいております。

まず1つ目が、市域全域が伊勢志摩国立公園に指定されている優れた自然と多様な景観を守り育てる環境の都市づくり。それから、次のページへ行っていただきまして、2つ目が多様な地域資源の活用による国際的な観光都市としてのにぎわいの創出や、地域産業の成長を促す人・モノ・文化の交流の都市づくり。3つ目が質の高い生活環境が確保された快適な定住の都市づくり。それで最後4点目ですが、多角的な視点からの防災・減災対策が十分に行われた災害に強く、安全に暮らせる防災の都市づくりというのを目標に設定をしているところです。

この計画の位置づけとしましては、マスタープランは都市計画法第18条の2に基づきます市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものというふうになっております。

総合計画が、総合的なまちづくりの方向性を示すのに対しまして、都市マスタープランは、土地利用や都市施設、市街地・住宅地、景観形成、都市防災などの都市の整備・開発・誘導や、保全に関する方向性をより具体的に示すというものになっておりまして、上位計画にまず総合計画、それから県が策定する計画区域マスタープラン、こういうものに即して、市の様々なほかの計画とも整合性を図りながら、連携して都市計画の具体的な施策事業を展開していきたいというふうを考えております。

その次の6の構成ですが、マスタープランは、将来像や都市全体像の土地利用や都市施設等の都市づくりの方針を示す、まず全体構想と言われるものが8つほど掲げられております。そこから、地域別構想ということで、都市計画区域内を4つの区域に分けて地域別構想を示しております。これらの実現に向けて具体化していくということで、実現に向けてということで4章立てで整理をしているところです。

7番目の目標年次につきましては、おおむね20年後のまちの姿を展望しながら、10年後の令和16年を目標としているところです。

これまでの策定経緯を8番のところに掲げさせていただいております。

まず1つ目は、アンケート調査を実施させていただきました。18歳以上の市民の1,500人を無作為に抽出するという形で、まちづくりを進めていく上で参考にするということで、市民の皆さんの意見を把握するという目的で調査をいたしました。次のページですが、回収率では458通で、約30.5%の回答となっております。

また、策定委員会。策定委員9人の方から成る策定委員会を設けまして、こちらで都市マスタープランの中身について議論をしていただきました。第1回目から第5回目まで、こちらの内容で策定委員会を開催し、次の都市マスタープランをどのようなものにしていくかということで、委員の皆さんからご議論をいただいたところです。

それと、都市計画区域内と地域につきましては、地域別懇談会ということで2回にわたって開催をさせていただいております。第1回目については、各地区の抱える課題や、いいところについての住民意向を把握するという目的で開催をしました。第2回目につきましては、各地区のまちづくりの方針についての住民意向を把握するという目的で開催し、こちらからいただいた意見についても、都市マスタープランのほうに反映をしております。

最後、パブリックコメントの時期になりますけれども、こちらは令和6年1月17日から、おおむね1か月ということでパブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。内容につきましては、広報とばの令和6年1月1日号と市ホームページに掲載して周知をさせていただく予定で考えております。

続いて、建設課2という資料をご覧いただきたいと思います。

鳥羽市都市マスタープラン（素案）の概要というものになっております。

こちらでは、こちらの素案について主要課題と、それから方針についての主なところを中心に説明をさせていただきますと思っています。

まず、1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

都市づくりの主要課題ということで、先ほど申し上げました主要課題の1つ目から4つ目、4点ほど課題を整理しております。

1点目が、優れた自然と地域風土に培われた豊かな地域資源の保全と活用。それから、2つ目が、交流環境の向上と地域産業の持続的成長。3つ目が、質の高い快適な生活環境の確保。4つ目が、災害に強い強靱なまちの形成という4点で整理をしております。

現行マスタープランにおいては、（1）から（3）までのおおむね3点の課題で記載がありますが、やはり東日本大震災を受けて災害に強いまちづくりということが求められる中で、4番の災害に強い強靱なまちの形成ということについても主要な課題として整理をさせていただいたところです。

ご覧の主要課題の中に赤字で書かれているところが、その中でも特に重点課題として整理をしたところになります。（1）のところでは、鳥羽駅周辺（市役所周辺の中心市街地から佐田浜地区についての整備）、それから、海女文化に代表される漁村集落の景観保全。それで（2）につきましては、鳥羽駅周辺の市役所周辺から佐田浜地区の整備。（3）につきましては、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりということで、鳥羽市らしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現、そして海・河川の水質保全ということで、生活排水処理の推進ということを挙げております。最後、4点目ですが、災害に強い強靱なまちの形成というところでは、3点ほど大きく整理をさせていただきまして、災害への対応の1つ目として、現在の市街地の防災性の向上、それから、2つ目として、長期的視点での災害に強い都市構造の構築、それから、最後3点目として、復興事前準備の充実ということを掲げて課題を整理させていただきました。

4ページ目ですが、ここからが主な8つの方針について記載をしているところです。

まず、土地利用の方針の中では、先ほど課長も説明をしましたように、居住や都市機能の立地の適正化に向けて、立地適正化計画の策定を検討しますということを新たに追記しております。

その下の表の中ですが、広域商業地区においては、佐田浜地区において、長期にわたり放置されている空きビル等の解消が求められているということ、それから、歴史・文化商業地区においては、中心市街地の再生を

目指し、空き家や空き地の有効活用、そして歴史的な建造物の保全活用と、町並み景観の魅力向上ということ  
を土地利用の方針で主なところで挙げております。

続いて、6ページをご覧ください。

こちらは、道路・公共交通の方針というところです。道路の方針につきましては7点、公共交通の方針につ  
いては、こちらも7点を整理しております。

主なものとしましては、道路の方針の5番の生活道路の整備というところでは、通学路の危険箇所の対策と  
いう項目を入れております。そして、公共交通の方針のところでは、1つ目の公共交通の一体的な取組とい  
うところで、鳥羽駅や鳥羽マリナーミナルを中心とした持続的な二次交通の在り方を検討する。それから、か  
もめバスや市営定期船について、移動に係る環境の整備や路線の再編成を検討するというところです。5つ目  
につきましては、海上交通の利便性の向上ということで、マリナーミナルや鳥羽駅の連携による観光・生活  
交通機能の強化を推進するというところを挙げております。

続いて、7ページです。

7ページは、公園・緑地の方針になります。

こちらでは6点ほど挙げさせていただいております。2番の鳥羽港佐田浜地区周辺における交流の場の活  
用というところは、佐田浜地区にあるマリナーミナルの緑地の活用についてということが、こちらに挙げて  
いるところです。

続いて、8ページの生活排水処理・河川・雨水排水の方針というところです。

基本的には、下水道の適正な維持管理というところと、もう一つが②の合併処理浄化槽の設置促進と汚泥の  
再利用ということで、基本的には相差町、それから畔蛸町以外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を促  
進ということを掲げております。

河川・雨水排水の方針では、まず1つ目、河川改修等の促進では、河内ダムの着実な建設を促進する。そし  
て3点目の雨水排水施設の整備・維持では、大明地区で計画をしております雨水公共下水道の整備の推進を行  
っていききたいというふうに考えております。

続いて、9ページのその他公共施設の方針になります。

こちらについては、その他の公共施設の方針を掲げておまして、基本的には、既存の施設について長寿命  
化計画などを踏まえて、施設の補修・修繕を行うことで長寿命化を図っていききたいというところで、一番最後  
の9点目の多様な主体との連携というところで、ここが新しく記載をした内容になっているところです。

1つが広域的な利用が見込まれる公共施設等については、周辺自治体との連携による共同利用等を検討した  
いということ。それから、2つ目が公共施設等の建て替え等において、国の補助等の活用を図っていくとい  
うところになります。

続いて、10ページの市街地・住宅地の方針になります。

1つ目の広域交流拠点の整備というところで、佐田浜地区周辺にあつては、港湾管理者である県と連携しな  
がら、佐田浜地区の集客拡大や受入環境の向上に努めるというところ。それから、鳥羽駅周辺では土地利用の  
適正な規制・誘導と併せて、施設や機能の一体的な整備に向けて検討をしていくというところを挙げておりま  
す。

住宅地の方針につきましては、⑤のところは新しく入れた項目になっておりまして、空き家・空き地の解消ということで、令和4年4月から鳥羽市空家等対策計画を運用しておりますので、これに基づいて空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進をしていくというところなんです。

続いて11ページになります。

こちらは、地域環境・景観形成の方針というところで、地域環境の方針のほうでは、2つ目の自然、歴史・文化遺産の活用というところで、歴史的な町並み景観の形成や周遊性の向上を図る。そして、海女文化に代表される漁村集落の暮らしや伝統文化を保全・継承をするというところを挙げております。

景観形成の方針につきましては、1つ目の鳥羽らしい景観の保全と魅力強化というところで、こちらも令和3年4月から鳥羽市景観計画を運用しておりますので、こちらに基づいて景観に関する施策を総合的かつ計画的に推進をしていくというところを挙げております。

続いて、13ページをご覧ください。

都市防災の方針というところになります。

1つ目の災害に強いまちづくりの推進というところでは、離島における緊急輸送体制の構築。それから、2つ目の災害予防対策の強化というところでは、土砂災害の特別警戒区域等における土砂災害等を未然に防ぐため、住民の理解と協力を得ながら、その対策を促進していくというところなんです。3つ目の災害応急体制の強化では、市指定の緊急避難場所等の確保とともに、避難路の整備及び周知を図っていきいたいというところを入れております。4つ目の防災意識の啓発では、ハザードマップを用いながら周知徹底を図っていくというところなんです。

最後、5番目と6番目のところでは、これが新しく追加をした項目になっていきますが、長期的視点での都市構造の再編というところで、リスクの高い場所においては、建築物の構造強化等の促進をしていく。それから、住居系や業務系・公共系等の土地利用・施設配置の在り方についてを検討していくというところなんです。最後の復興事前準備の充実では、復興まちづくりを早期かつ的確に行うための取組を行っていくというところを方針の中に記載しております。

以上が土地利用の方針から都市防災の方針までの8つの方針を全体構想として掲げているところなんです。

続いて、14ページ目ですが、こちらは、その中でも地域別構想ということで、都市計画区域内を4区域に分けた、まず、鳥羽の第1地区、それから鳥羽第2地区、15ページでは、安楽島地区、加茂第1地区ということで4つの地域に分けて、それぞれの地域の将来像、それから目標、そして基本方針を掲げております。

まず、鳥羽第1地区では、将来像として利便性・強靱性が確保されたにぎわいある中心のまちということで、目標としては、やはり鳥羽の玄関口であるというところから、観光の拠点として魅力あるまちの形成ということを目標に掲げています。鳥羽の第2地区では、将来像としては、多くの人が安全・快適・便利に暮らせるまちを将来像にして、快適な住宅団地・旧集落地の維持ということを目標に掲げております。

続いて、15ページをご覧ください。

安楽島地区では、将来像として、市民の交流を育み、日常生活を支える美しく強靱なまちということで、良好な生活環境の維持・形成を目標にしております。

加茂第1地区においては、地域の将来像として、自然豊かな安全・快適に暮らせるまちとして、目標の1つ

目を自然を生かした居住環境の維持・形成とさせていただいております。

4地域については、全体的に強靱な災害に強いまちづくりということで、それぞれ目標2というところでは、防災の観点を踏まえた目標を立てているところです。

続いて、16ページですが、加茂第2地区以降は都市計画区域外になりますので、加茂第2地区、それから長岡地区、鏡浦地区、離島地区ということで、こちらの4地区も将来像と目標を掲げながら都市マスタープランのほうに掲載をしているところです。

説明は以上となります。

○河村 孝議長 説明は終わりました。

今回はパブリックコメント前の概要について説明をいただきました。

これから質疑を行います。概要に関しての質問にとどめていただき、鳥羽市都市マスタープランそのものについてのご意見は、パブリックコメント実施期間中に各議員により個別に提出していただきますよう、お願いいたします。また、こちらにつきましては、令和6年6月会議に議案として提出される予定でございますので、ご承知おきをください。

それでは、この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。よろしいですか。

南川議員。

○南川則之議員 少し教えてください。

室長の説明でマスタープラン素案の中と違って、策定経緯の説明をいただいて、アンケート調査の結果と、あと策定委員会の5回の策定委員会を開催しました、地区別懇談会は2回開催しましたということで説明があったんですけども、この内容について、どういう議論があったとかという議事録みたいなやつが、もう行われとんのに、ちょっとホームページとかいろいろ私も検索したんですけども、ヒットしなかったもので、できたら、こういうのは住民、市民にしっかり示しながらパブリックコメントをしたほうがいいと思いますので、経緯で出してもいいようなところは、ぜひ出していただきたいと思うので、その辺はどうでしょうか。

○河村 孝議長 濱崎室長。

○濱崎室長 おっしゃるように、ホームページ等で公表はさせていただいていないんですけども、その主な意見等につきましては、資料編という形で、そこへ掲載する形でパブリックコメントのほうには載せていきたいというふうには考えています。

○河村 孝議長 南川議員。

○南川則之議員 すみません。それともう一点、都市計画審議会の中でも、いろいろ委員さんに説明をされとるという話も聞きましたので、そういったところで、どういう議論がされとるとか、どういう意見があったとかですね。都市計画審議会のところも私ちょっとホームページ見たんですけども、令和3年かぐらいからずっと更新されてなかったもので、ぜひこういうことで議論されとるんでしたら更新して、きちっと明記してほしいなと思います。これお願いしたい。

以上です。

○河村 孝議長 ありますか、濱崎室長。どうぞ。

○濱崎室長 都市計画審議会の議事録については、また後ほど公表をさせていただきたいというふうに考えてお

ります。

○河村 孝議長 他にございませんか。

坂倉議員、どうぞ。

○坂倉広子議員 ちょっとお聞きしたいんですけど、これのマスタープランをつくるときの策定委員というんか、策定委員さんの名簿というのは、いつ頃載せられるんでしょうか。

○河村 孝議長 濱崎室長。

○濱崎室長 策定委員につきましては、各分野から9名ほど選任をさせていただいております、公表といたします。

○河村 孝議長 坂倉議員。

○坂倉広子議員 策定委員は9名ということは、もう決まってるということですか。

○濱崎室長 はい。

○坂倉広子議員 そうですか。

すみません、私、議長、いいですか。

○河村 孝議長 どうぞ。

○坂倉広子議員 一般質問をさせていただいたときに、福祉も視点に入れた計画をするようにということは市長に質問したことがあるんですけども、例えばバリアフリーって書いていただけてますけれども、じゃ、バリアフリーって、そういう専門的な、何でもかといえますと、体育館、サブアリーナが建ったときに福祉の方との会議がありまして、そのときに私たち議員も参加させていただいたことがあるんですけども、やっぱり、ここを少し聞いてやってもらえたら、バリアフリーの視点でつえが間に挟まってしまうとかそういうこと、後になってからやらなくてはいけないということがあったので、ぜひこういうマスタープランをつくるときには、そういう視点あるいは男女共同参画の視点にもなると思うんですけども、女性の方をこの9人の中に入れてもらうとか、そういう視点はとてもこれから大事ではないかなと思ったので、お伝えさせていただきました。すみません。

○河村 孝議長 室長、何かありますか。

濱崎室長。

○濱崎室長 9名の構成としましては、確かに女性の委員さんはみえないんですけども、福祉部門のほうでは社会福祉協議会のほうから1名参画をさせていただいております、策定委員会の中での議論の中でも、そういう福祉の目線に立ったバリアフリー化の記述を入れたほうが良いとかといったようなご意見もいただいておりますので、そういったところも踏まえて、今回マスタープランの素案は作成をさせていただいたところです。

○坂倉広子議員 ありがとうございます。

○河村 孝議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 ないようですので、この件は終了したいと思います。

それでは、ここで私のほうから議員の皆様にお話をさせていただきたい事項がございますので、説明員の皆さんは退席をお願いします。お疲れさまでした。



それでは、一旦全員協議会を閉じさせていただきます。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして全員協議会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3時03分 散会)

---

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年12月18日

鳥羽市議会議長 河村 孝